

5. 地方評議會維持費は其必要に應じて本部より之を支給すること。

関東労働同盟會暫定規約草案

第一章 總則

- 一 條 本會は関東労働同盟會と稱す
- 二 條 本會は関東地方に於ける日本労働總同盟加盟の各種労働組合を以て組織し事務所を東京に置き、
- 三 條 本會は加盟組合の利益を擁護し其の主義綱領の貫徹を計るを以て目的とす
- 四 條 本會は前條の目的を達する爲め左の事業を行ふ
宣傳、調査、出版、教育、争議、職業紹介、政治

第二章 機関

- 五 條 本會の機関を分ちて大會議事會執行委員會の三種とす。
 1. 大會は代議員を以て組織し本會の最高の機関とす代議員は各加盟組合員五十名毎に一各及其の端數二十